

## 評議員及び役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京都知的障害者育成会（以下「法人」という。）定款に基づき評議員及び役員の報酬等について定める。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬の体系)

第3条 評議員の報酬は、評議員が評議員会に出席した時に、別表により支払う。

- 2 監事の報酬は、理事会、評議員会への出席のほか、監査業務、入札の立会いなど監事としての業務にあたった時に、別表により支払う。
- 3 理事の報酬は、理事の役割に応じて、月額で別表により支払うこととし、手当等他の賃金は原則として支給しない。ただし、職員兼務理事については、職員賃金とあわせて支給する。

### (理事の報酬等の取扱い)

第4条 理事が計算期間の途中で新たに就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支払う。

- 2 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の理事の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で停止する。
- 3 理事への月額報酬の支払期間は、毎月1日から当月末日までとする。
- 4 理事への月額報酬の支払日は、毎月25日とし、支払日が法人または金融機関等の休日にあたる場合は前日業務日に繰り上げて支払う。

### (報酬の改定)

第5条 評議員及び役員の報酬の改定は、評議員会の議決により行う。

### (控除金)

第6条 評議員及び役員に支払う報酬から法人は、源泉所得税を控除するほか、対象となる役員については社会保険料を控除する。

### (臨時緊急措置)

第7条 法人が社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によ

り、役員報酬の減額・一部カット等の措置をとることがある。

(改 正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則 (この規程は、平成28年10月26日の第498回理事会決定)

平成28年11月1日より適用する。

別表

名 称	報 酬
評議員	評議員会出席時 10,000円
監 事	監事業務の実施時 10,000円
理事長	月 額 200,000円
副理事長	月 額 17,000円
理 事	月 額 12,000円